

京情個審答申第14号
令和5年2月1日

京都府知事 西脇隆俊様

京都府情報公開・個人情報保護審議会
会長 山本克己

公文書公開決定等に係る審査請求に対する
裁決について（答申）

令和3年10月29日付け3用第259号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

第1 審議会の結論

処分庁が、本件請求1について部分公開並びに本件請求2について公開及び非公開(不存在等)とした判断は、妥当である。

その他の審査請求については、不適法なものであり却下すべきである。

第2 審査請求に至る経過

- 1 令和元年10月15日、審査請求人は、京都府情報公開条例(平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。)第4条の規定により、処分庁である京都府知事(この答申において「処分庁」という。)に対し、別紙の1の項の「公開請求の内容」欄に記載の文書を対象とする公文書公開請求(この答申において「本件請求1」という。)を行った。

令和元年10月28日、処分庁は、本件請求1に対し、条例第11条第2項の規定により公開決定等の期間を延長した上で、同年12月13日、別紙の1の項の「対象文書」欄に記載のとおり、本件請求1に対応する文書(以下「本件文書1」という。)を特定し、条例第10条第2項の規定により公文書部分公開決定(以下「本件処分1」という。)を行い、同日、審査請求人に公文書部分公開決定通知書を送付した。

令和2年2月17日、審査請求人は、本件処分1を不服として諮問庁である京都府知事(この答申において「諮問庁」という。)に対して審査請求(以下「本件審査請求1」という。)を行った。

- 2 令和2年1月27日、審査請求人は、条例第4条の規定により、処分庁に対し、別紙の2の項の「公開請求の内容」欄に記載の文書を対象とする公文書公開請求(この答申において「本件請求2」という。)を行った。

令和2年2月13日、処分庁は、本件請求2に対し、条例第11条第2項の規定により公開決定等の期間の延長を行った。

令和2年2月17日、審査請求人は、当該延長をした本件請求2について諮問庁に対して審査請求(以下「本件審査請求2」という。)を行った。

令和2年3月25日、処分庁は、本件請求2に対し、別紙の2の項の「対象文書」欄に記載のとおり、本件請求2に対応する文書(以下「本件文書2」という。)を特定し、条例第10条第2項の規定により公文書公開決定(以下「本件処分2」という。)及び公文書非公開決定(不存在等)(以下「本件処分3」という。)を行い、同日、審査請求人に公文書公開決定通知書及び公文書非公開決定通知書(不存在等)を送付した。

令和2年3月30日、審査請求人は、本件処分2を不服として諮問庁に対して審査請求(以下「本件審査請求3」という。)を行った。

令和2年6月15日、審査請求人は、本件処分3を不服として諮問庁に対して審査請求（以下「本件審査請求4」という。）を、また、同日、本件審査請求3の追加主張として審査請求（以下「本件審査請求5」という。）を行った。

- 3 令和3年10月29日、諮問庁は、条例第19条第1項の規定により、京都府情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に本件審査請求1から5までに対する裁決について諮問した。

第3 本件審査請求の趣旨

1 本件審査請求1について

本件審査請求1の趣旨は、本件請求1に対して特定された本件文書1以外にも対象文書があるはずであるとして、対象文書全部の公開を求めるとともに、費用負担について不服を申し立てるものである。

2 本件審査請求2について

本件審査請求2の趣旨は、本件請求2に対し、早急に最も低額な負担となる方法で公文書の公開を求めるものである。

3 本件審査請求3について

本件審査請求3の趣旨は、本件処分2に係る費用負担について不服を申し立てるとともに、担当者の責任の追及を求めるものである。

4 本件審査請求4について

本件審査請求4の趣旨は、本件請求2に対して特定された本件文書2以外にも対象文書があるはずであるとして対象文書全部の公開を求めるとともに、担当者の責任の追及を求めるものである。

5 本件審査請求5について

本件審査請求5の趣旨は、本件審査請求3に関し、本件処分2に係る費用負担等についての主張を追加し、及び審査請求手続について不服を申し立てるとともに、担当者の責任の追及を求めるものである。

第4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 本件審査請求1について

- (1) 請求していた「野中バイパス（久美浜町野中R312号）」及び「丹波バイパス（峰山町丹波掛津峰山線）」に係る用地実測図及び里道水路等の交換・譲与等契約書について、公開されていない部分がある。
- (2) 用地実測図の交付に係る費用について、電子データを職場のプリンターで印刷する場合の方が安いのであれば、その額と負担した額との差額の返還を求める。

2 本件審査請求2について

本件請求2は、既に公開決定された本件請求1に追加して請求したものであり、本件請求1と同様の内容のものであることから、公開・非公開の判断に時間を要するとする本件請求1と同様の延長理由は虚偽であり、また、事前説明を受けた文書の交付方法及び費用負担額についても、用地実測図については、電子情報を職場のプリンターで印刷するなど最も早く低兼に交付できる方法を選択すべきであり、虚偽がある。

これらについて、正当な判断をしていれば、当初の公開決定期限までに公開できたはずであり、本件審査請求2に係る請求日まで公開されていないのは請求に対する不作為に該当する。

早急に、最も低額な負担となる方法で公文書の公開を求める。

3 本件審査請求3について

用地実測図は、これらの電子情報を職場の印刷機で用紙に出力した物を、さらに業者委託によりコピーし、その費用について、審査請求人に負担を求めているが、職場の通常のプリンターで用紙に出力すればさらに費用を低減できるものである。最も低額な負担となる方法で公文書を公開することを求める。

また、このような方法で公開することを妨害している担当者の責任追及を求める。

4 本件審査請求4について

丹波バイパス矢田工区（矢田地区）及び小西川（峰山町小西川）の里道水路敷地の交換・譲与等について、京丹後市と取り交わした協定書・契約書等は公開された丹波以外のものもあると思われ、文書が存在するにもかかわらず交付されていない。

また、公開を妨害している担当者の責任追及を求める。

5 本件審査請求5について

別の公文書公開請求において、電子データ図面をプリンターで出力したものを交付するよう請求して認められたが、その費用は、本件処分2に係るものよりも安価であり、本件処分2に関して示された金額を請求される

ことはおかしかったことが証明されたものである。

また、本件処分2に先立って本件審査請求2を行ったが、本件審査請求2の決定がある前に本件処分2が行われており、行政不服審査請求の審査が遅すぎる。

公開を妨害している担当者の責任追及を求める。

6 本件審査請求1から5（対象文書の写しの作成費用の負担）について

対象文書の写しの費用徴収については、本件の行政処分（公開決定）と不可分一体の附款であり、却下事由に該当しない。

附款であるから、公文書公開決定通知書に費用負担額を記載すべきである。

第5 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明によると、処分庁が本件審査請求において主張している内容は、おおむね次のとおりである。

1 本件審査請求1（対象文書の特定）について

(1) 本件請求1については、審査請求人と4回に渡り調整を行う中で、公開請求の内容に記載された工区ごとの請求であることを確認し、対象文書を特定したものである。

(2) 審査請求人が公開されていない部分があると主張する野中バイパス（久美浜町野中R312号）及び丹波バイパス（峰山町丹波掛津峰山線）に係る用地実測図及び里道水路等の交換・譲与等契約書については、同請求人から令和2年1月27日付けの本件請求2で公開請求された公文書であり、同年3月25日付け2丹土総第3-212号公文書公開決定処分により同30日に審査請求人に対して公開済である。

2 本件審査請求4（対象文書の特定）について

本件請求2については、本件請求1と同様に審査請求人と調整を行う中で対象文書を特定し、部分公開した本件文書1以外の全ての工区に係る本件文書2を公開したが、小西川に係る用地実測図については工事実施計画が存在せず作成していないため、また、丹波バイパスに係る合意文書については締結しておらず保有していないため、条例第10条第2項の規定により非公開（不存在等）とした。

3 その他の審査請求について

行政不服審査法に基づく審査請求の対象となる行政庁の処分とは、公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められて

いるものをいうものであると解されるが、本件審査請求2にいう公文書公開決定の期間の延長は、これに該当しない。

また、本件審査請求1、2、3及び5の対象とする公文書の写しの作成に要する費用も、条例第27条及び本府情報公開事務取扱要綱別表2に定めるところにより負担を求めるものであり、審査請求の対象となる行政庁の処分には当たらない。

さらに本件審査請求3、4及び5で求めるその他の内容についても、審査請求の対象となる行政庁の処分には当たらない。

以上から、これらに係る主張は失当であり、その請求は不適法である。

第6 審議会の判断理由

1 本件審査請求1（対象文書の特定）について

審査請求人は、本件請求1に対して特定された本件文書1以外にも対象文書があるはずであるとして、対象文書全部の公開を求めている。

そこで当審議会において、処分庁による対象文書の特定の過程について説明を求めて確認したところ、第5の1の(1)に記載のとおり説明があった。この処分庁の説明に不合理な点はなく、処分庁の説明を覆し、審査請求人が主張する請求対象文書の特定漏れを推認させるような特段の事情も認められない。

したがって、審査請求人が、第4の1の(1)に記載のとおり、公開されていないと主張する文書については、請求対象でないと考えることが相当であり、本件文書1を対象文書とする処分庁の部分公開決定は妥当である。

また、仮に審査請求人が主張する対象文書の特定漏れであったとしても、当該文書は、審査請求人からの本件請求2で請求された文書であり、本件処分2により既に審査請求人に公開されている。

したがって、対象文書の特定漏れに関する主張については、審査請求の利益がないものである。

2 本件審査請求2（公開決定等の期間延長による不作為）について

審査請求人は、本件請求1及び2はどちらも同様の請求内容であり、本件請求2に対する公開・非公開の判断に時間を要するとする公開決定等期間の延長理由は虚偽であり、不作為に該当すると主張している。

しかし、もし仮に不作為に該当するとしても、既に処分庁において対象公文書の公開決定が行われており、審査請求人が主張する不作為状態は解消されており、審査請求の目的は消滅していることから、却下すべきである。

3 本件審査請求4（対象文書の特定）について

審査請求人は、丹波バイパス矢田工区（矢田地区）及び小西川（峰山町小西川）の里道水路敷地の交換・譲与等について、京丹後市と取り交わした協定書・契約書等は公開された丹波以外のものもあると思われ、文書が

存在するにもかかわらず交付されていないと主張している。そこで当審議会において、処分庁がこのような文書を作成し、又は取得していない理由について説明を求めて確認したところ、第5の2に記載のとおり説明があった。この処分庁の説明内容に不合理な点はなく、また、処分庁の説明を覆し、審査請求人が主張する請求対象文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

したがって、審査請求人が存在するにもかかわらず交付されていないと主張する請求対象文書については、不存在であると考えることが相当であり、処分庁の非公開決定（不存在等）は妥当である。

4 その他の審査請求について

審査請求人が本件審査請求1から5において主張している内容のうち、対象公文書の交付に要する実費の徴収については、公文書公開決定により対象文書の写しを交付する場合において、写しの作成に係る経費を当該公開に先立って実費徴収するものにすぎず公権力の行使にはあたらないため、行政処分の附款には該当しない。

その他、担当者の責任追及、審査庁における審査請求の審査の遅延を審査することは、当審議会の所管外である。

したがって、これらの主張を理由とする審査請求は、不適法なものであり却下すべきである。

5 結 論

以上の理由から、「第1 審議会の結論」のとおり判断するものである。

参考

審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年10月29日	諮問書の受理
令和4年 6月28日	第1回審議会
令和4年 7月26日	第2回審議会
令和4年 9月 7日	第3回審議会
令和4年11月 8日	第4回審議会
令和5年 1月26日	第5回審議会
令和5年 2月 1日	答 申

調査審議に関与した委員

京都府情報公開・個人情報保護審議会第1部会

委員(部会長) 山 本 克 己
委員 奥 野 美奈子
委員 原 田 大 樹
委員 宮 本 恵 伸
委員 山 舗 恵 子

番号	請求日	公開請求の内容	対象文書
1	令和元年10月15日	<p>下記の用地買収関係資料</p> <p>①野中バイパス（久美浜町野中 R312 号）、②丹波バイパス（峰山町丹波 掛津峰山線）、③宮バイパス（丹後町宮）及び④岩屋バイパス（与謝野町岩屋）に係る用地実測図、用地買収分筆登記の最終の公図（写）及び土地交換・譲与等の協定書・契約書等の合意文書</p> <p>⑤上野平バイパス（丹波町平・上野・久僧）及び⑥丹後弥栄道路先線（丹後町成願徳光）に係る土地交換・譲与等の協定書・契約書等の合意文書</p>	<p>①野中バイパス（久美浜町野中 R312 号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地実測図（第3工区用地実測図） ・協定書（平成26年10月24日付け） ・協定書（平成27年7月1日付け） <p>②丹波バイパス（峰山町丹波 掛津峰山線）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地実測図（1） ・協定書（平成29年12月1日付け） <p>③宮バイパス（丹後町宮）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地実測図原図（1/2） ・用地実測図原図（2/2） ・協定書（平成29年1月13日付け（青）） ・協定書（平成29年1月13日付け（橙）） <p>④岩屋バイパス（与謝野町岩屋）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地実測図 ・用地実測図原図 ・府道宮津秩父線（岩屋バイパス）用地買収にかかる契約書 <p>⑤上野平バイパス（丹後町平ら・上野・久僧）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府道浜丹後線（上野・平バイパス）用地買収にかかる契約書（平成29年9月21日付け） ・府道浜丹後線（上野・平バイパス）用地買収にかかる契約書（平成29年9月21日付け） <p>⑥丹後弥栄道路（丹後町成願寺徳光）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府道間人大宮線（丹後弥栄道路）用地買収にかかる契約書（平成28年10月13日付け） ・府道間人大宮線（丹後弥栄道路）用地買収にかかる契約書（平成29年6月15日付け）

番号	請求日	公開請求の内容	対象文書
2	令和2年1月27日	<p>下記の用地買収関係資料</p> <p>①野中バイパス(久美浜町 R312号)及び②丹波バイパス(峰山町 掛津峰山線)(令和元年12月13日付け1丹土総第3-916号で公開された部分以外のすべての工区)に係る用地実測図及び土地交換・譲与等の協定書・契約書等の合意文書</p> <p>③小西川(峰山町小西川)のすべての工区及び④吉野川(丹後町久僧他)のすべての工区に係る用地実測図及び土地交換・譲与等の協定書・契約書等の合意文書</p>	<p>①野中バイパス(久美浜町 R312号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地実測図(1/2) <京丹後市久美浜町佐野丙地内> ・協定書(平成26年10月24日付け) <p>②丹波バイパス(峰山町掛津峰山線)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地実測図 <京丹後市峰山町矢田地内> <p>③小西川(峰山町小西川)のすべての工区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地実測図 <京丹後市峰山町矢田地内、地域防災対策(緊急河川整備)工事> ・用地実測図 <京丹後市峰山町矢田地内、広域河川改修(重要インフラ・防災)工事> <p>④吉野川(丹後町久僧他)のすべての工区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地実測図(右岸1) ・用地実測図(右岸2) ・用地実測図(右岸) ・用地実測図(左岸) <京丹後市丹後町久僧・上野地内> ・用地実測図(左岸) <京丹後市丹後町谷内地内> ・協定書(令和元年6月27日付け)